

第 4 4 号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 3 項中「6, 0 0 0 円」を「8, 5 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第 4 4 号議案 要旨

### 加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）に基づく選挙における選挙の当日又はその翌日に行う投票又は開票の事務（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）に関する事務を含む。）に従事した場合に、管理職員特別勤務手当を支給することに併せて、支給額の上限額を見直すために、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

管理職員特別勤務手当の勤務 1 回当たりの上限額を引き上げ、6, 0 0 0 円から 8, 5 0 0 円とすること。（第 1 8 条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 1 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、前 2 項の規定による勤務 1 回につき <u>6, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、第 1 項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第 1 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、前 2 項の規定による勤務 1 回につき <u>8, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、第 1 項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p>

第 4 4 号議案 説明資料

加東市一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

加東市一般職の職員の給与に関する規則（平成 1 8 年加東市規則第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）に基づく選挙における選挙の当日又はその翌日に行う投票又は開票の事務（最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 2 2 年法律第 1 3 6 号）に関する事務を含む。）に従事した場合

第 6 6 条第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 別表第 7 の職欄に掲げる部長相当職 8, 5 0 0 円  
 (2) 別表第 7 の職欄に掲げる課長相当職 7, 0 0 0 円  
 (3) 別表第 7 の職欄に掲げる副課長相当職 6, 0 0 0 円

第 6 6 条第 3 項各号を次のように改める。

- (1) 別表第 7 の職欄に掲げる部長相当職 4, 3 0 0 円  
 (2) 別表第 7 の職欄に掲げる課長相当職 3, 5 0 0 円  
 (3) 別表第 7 の職欄に掲げる副課長相当職 3, 0 0 0 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<改正による影響>

	内容	時間	改正前	改正後
週休日等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生及びその恐れがあると認められ勤務した場合</li> <li>・遭難者の救難、救助に従事した場合</li> </ul>	6 時間を超えない場合の勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、課長 6,000 円</li> <li>・副課長 4,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 8,500 円</li> <li>・課長 7,000 円</li> <li>・副課長 6,000 円</li> </ul>
		6 時間を超える場合の勤務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、課長 9,000 円</li> <li>・副課長 6,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 12,750 円</li> <li>・課長 10,500 円</li> <li>・副課長 9,000 円</li> </ul>
	公職選挙法に基づく選挙における選挙の当日又はその翌日に行う投票又は開票の事務等に従事した場合	6 時間を超えない場合の勤務	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 8,500 円</li> <li>・課長 7,000 円</li> <li>・副課長 6,000 円</li> </ul>
		6 時間を超える場合の勤務	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 12,750 円</li> <li>・課長 10,500 円</li> <li>・副課長 9,000 円</li> </ul>
週休日等以外の日	災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務した場合	午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、課長 3,000 円</li> <li>・副課長 2,000 円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 4,300 円</li> <li>・課長 3,500 円</li> <li>・副課長 3,000 円</li> </ul>